

第 3 期 久留米市地域福祉計画 策定方針

平成 3 1 年 3 月

久留米市

1 はじめに

- ◇ 本市では、平成23年度に「第2期久留米市地域福祉計画（H24～H28）」を策定し、「「こころ」あふれる支え合いのまち くるめ」を基本理念として、地域や団体等と連携・協働しながら、地域福祉を推進してきた。
- ◇ 平成28年度には、これまでの基本理念や基本目標・施策体系等の根幹はそのままに、中間総括を行い、第2期計画の計画期間を3年間延長した。（～H31）
- ◇ 平成30年4月の改正社会福祉法の施行により、地域福祉計画の策定は、任意のものから努力義務化され、新たな地域福祉計画策定ガイドラインが示された。
- ◇ これらの背景から、本市においても、地域共生社会の実現に向け、地域における支え合いの仕組みづくりをより一層推進するため、改正社会福祉法や新たなガイドライン等を踏まえ、平成32年度を始期とする第3期計画を策定する。

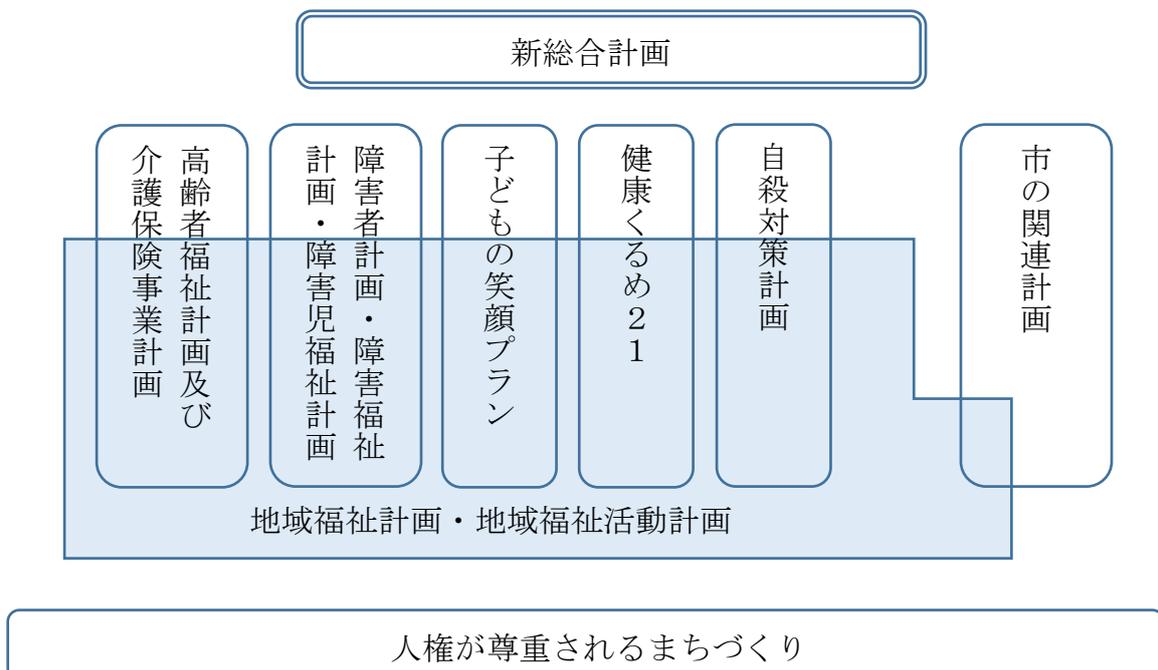
2 計画の位置付け・期間

（1）計画の位置付け

- ◇ 社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画
※法改正の背景や改正法の内容等を踏まえ、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定し、相互の連携を強化

（2）計画期間

- ◇ 新総合計画との整合を図るため、平成32年度から平成37年度までの6年間



3 計画策定の基本姿勢

- ◇ 本市の実情に応じた実効性のある計画を策定（数値目標の設定等）
- ◇ 国から示された「地域福祉計画の策定ガイドライン」等を踏まえ策定
- ◇ 新総合計画に沿うとともに、他の関連計画との整合を図り策定
- ◇ 広く市民や関係団体等との協働を図り策定

4 計画策定の体制

(1) ガイドラインに示す地域福祉計画策定委員会

- ◇ 久留米市地域福祉計画推進協議会
 - 役割：計画の進捗状況、重点施策の推進に有効な手法、次期計画の方針及び内容等に関する事項に関し、調査審議を行い、市長に提言
 - 構成：市民代表、福祉関係者、学識経験者等
- 支え合い推進部会（協議会の部会）
 - 役割：市民・地域等に働きかけ、支え合い意識の底上げを図る
 - 構成：市民代表、福祉関係者等
- 多機関連携部会（協議会の部会）
 - 役割：複合的な課題や制度の狭間の課題に対応する多機関の連携の仕組みづくり
 - 構成：福祉関係者、行政等

(2) 庁内体制

- ◇ 久留米市地域福祉計画推進会議
 - 役割：計画の総括、次期計画の策定方針決定・原案の策定
 - 構成：部長級職員
- ◇ 久留米市地域福祉計画推進調整会議
 - 役割：計画の進捗管理、次期計画策定のための連絡・調整
 - 構成：次長級職員
- ◇ 各種事務局
 - 役割：庶務
 - 構成：関係課長級職員

5 計画策定の過程

(1) 市民等との協働（市民の意見の反映）

計画の策定にあたっては、次の事項を実施する。

- ◇ 久留米市地域福祉計画推進協議会委員の公募
- ◇ 関係機関・団体等へのヒアリング
- ◇ 市民等によるワークショップ
- ◇ アンケート
- ◇ パブリック・コメント

(2) 関係機関等との協働

◇ 市社会福祉協議会

市社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。市と市社協の連携を強化するべく、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとしているため、ヒアリングやワークショップ等を共同で実施する等、市と一体となって地域福祉計画を策定する。

◇ 市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織

市民公益活動団体及び地域コミュニティ組織は、様々な形で活動を行い、それぞれが互いに連携・協力して地域が抱える様々な課題の解決等に取り組むとともに、地域の活性化等に取り組んでおり、久留米市地域福祉計画推進協議会及び部会に参加するなど地域福祉計画の策定に参画する。

◇ 民生委員・児童委員

民生委員法上の職務を踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供等を基本として地域福祉計画の策定に参画する。

◇ 社会福祉法人

地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されており、久留米市地域福祉計画推進協議会及び部会に参加するなど地域福祉計画の策定に参画する。

◇ その他の関係機関等

支援関係機関などのその他の関係機関等は、久留米市地域福祉計画推進協議会及び部会に参加するなど地域福祉計画の策定に参画する。

(3) 計画策定の手順

- ◇ 久留米市地域福祉計画推進調整会議で新総合計画及び関連計画との整合を図った後、久留米市地域福祉計画推進会議を経て策定
- ◇ なお、その過程においては、市民や関係機関等の意見及び久留米市地域福祉計画推進協議会の提言等を可能な限り反映

6 計画の推進体制（進捗管理・評価）

- ◇ 久留米市地域福祉計画推進協議会の提言等を踏まえ、久留米市地域福祉計画推進調整会議による点検・評価を実施
- ◇ 必要に応じて見直しを検討

7 計画に盛り込むべき事項

- ◇ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 《新規》
- ◇ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ◇ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ◇ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ◇ 包括的な支援体制の整備に関する事項 《新規》

※《新規》は今般の社会福祉法改正により追加された事項

8 策定スケジュール

	平成 30 年度				平成 31 年度				
	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	4～6 月	7～9 月	10～12 月	1～3 月	
ヒアリング	●—————→			実施	-----→				第3期計画策定
ワークショップ			●—————→	実施	-----→				
アンケート			●————→	実施					
地域福祉計画推進会議				↔	←—————→				
				1回開催	必要に応じ開催				
地域福祉計画推進調整会議			←————→		←————→				
				2回開催	必要に応じ開催				
地域福祉計画推進協議会		←————→			←————→				
				3回開催	5～6回程度開催				
支え合い推進部会 多機関連携部会			←————→		←————→				
				各1回開催	各2～3回程度開催				
パブリック・コメント							●————→	実施	
その他						●————→		市議会報告	

久留米市地域福祉計画の策定・推進体制

